

(令和7年9月1日)

市議会議員の「資産等報告書」の閲覧開始

◆ アピールポイント	市議会議員の「資産等報告書」の閲覧
◆ 開 始 日	令和7年9月8日(月) (閲覧期間は、令和12年7月9日(火)まで)
◆ 場 所	静岡庁舎新館 1 階 葵区役所市政情報コーナー (葵区追手町5番1号 葵区役所 地域総務課内)
◆ 内 容 など	「政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、「資産等報告書」の閲覧を開始します。 「資産等報告書」 資産等報告書には、令和7年4月1日現在において有する ①土地 ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ③建物 ④預金等(当座・普通預金等を除く) ⑤有価証券 ⑥自動車等 ⑦ゴルフ会員権 ⑧貸付金 ⑨借入金 の内容が 記入されています。
◆ 対 象	資産等報告書：全議員48人 なお、報告書の内容を調査する権限のない議会事務局や市役所の執行機関は、報告書の内容に関する確認を行っていません。

別紙資料 無

【問合せ】 議会事務局 調査法制課

担当 長谷川・坂田

電話 054-221-1481